

安城市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

安城市長 三 星 元 人

## 安城市規則第 2 3 号

### 安城市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

安城市職員の給与の支給等に関する規則（昭和 4 0 年安城市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 3 から第 5 条の 7 までの規定中「初任給調整手当」を「第 1 種初任給調整手当」に改める。

第 5 条の 8 を次のように改める。

第 5 条の 8 条例第 1 0 条の 2 第 1 項の市長が規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、当該職員の特定額（同項に規定する「特定額」をいう。以下同じ。）の算定の基礎となる額として市長が規則で定める額は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第 6 条に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。） 当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、条例第 4 条の 2 の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額
- (2) 条例附則第 3 条の規定の適用を受ける職員 当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、条例第 4 条の 2 の規定により当該職員の属する職務の級並びに条例第 5 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額（当該額に、5 0 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数を生じたときはこれを 1 0 0 円に切り上げるものとする。）

第 5 条の 9 中「初任給調整手当」を「第 1 種初任給調整手当及び第 2 種初任給調整手当」に改め、同条を第 5 条の 1 3 とし、第 5 条の 8 の次に次の 4 条を加える。

第5条の9 条例第10条の2第1項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市長が規則で定める額は、職員の在勤する地域に応じた初任給調整手当（昭和36年人事院規則9-34）別表第3に掲げる額とする。

第5条の10 条例第10条の2第1項の市長が規則で定める日は、特定額が基準額（同項に規定する「基準額」をいう。以下同じ。）以上となった日の前日とする。

第5条の11 条例第10条の2第2項の規定による第2種初任給調整手当の月額額は、基準額と特定額との差額に勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じて得た数を乗じ、その額を12で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額）（同条第2項から第5項までの規定の適用を受ける職員にあっては、当該額にこれらの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

第5条の12 条例第10条の2第3項の市長が規則で定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして同条第1項の規定を適用するとしたならば特定額として算定されることとなる額（以下この条において「権衡職員特定額」という。）が基準額を下回る職員とする。

2 前項に規定する職員の第2種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となった日から権衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

3 前条の規定は、第1項に規定する職員の第2種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

第6条第4項第2号中「以上」の次に「（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上）」を加える。

第10条第1項第6号中「60キロメートル」を「25キロメートル」に改め、同項第7号を次のように改める。

(7) 通勤距離が片道25キロメートル以上28キロメートル未満の者 16, 600円

第10条第1項に次の17号を加える。

(8) 通勤距離が片道28キロメートル以上29キロメートル未満の者 16, 7

- 00円
- (9) 通勤距離が片道29キロメートル以上30キロメートル未満の者 17, 100円
- (10) 通勤距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満の者 19, 700円
- (11) 通勤距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満の者 22, 800円
- (12) 通勤距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満の者 25, 900円
- (13) 通勤距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満の者 29, 100円
- (14) 通勤距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満の者 32, 300円
- (15) 通勤距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満の者 35, 500円
- (16) 通勤距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満の者 38, 700円
- (17) 通勤距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満の者 42, 200円
- (18) 通勤距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満の者 45, 700円
- (19) 通勤距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満の者 49, 200円
- (20) 通勤距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満の者 52, 700円
- (21) 通勤距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満の者 56, 200円
- (22) 通勤距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満の者 59, 600円
- (23) 通勤距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満の者 63, 000円
- (24) 通勤距離が片道100キロメートル以上の者 66, 400円

第10条第2項ただし書を削り、同条第3項中「（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）」を削り、同条第10項第2号ア中「転居の直前」を「配偶者」に改める。

附則第2項中「附則第16項」を「附則第9項」に改める。

附則第3項の前の見出し、同項から附則第9項まで及び附則第10項の前の見出しを削り、同項を附則第3項とし、同項の前に見出しとして「（教員特殊業務手当）」を付し、附則第11項を附則第4項とし、附則第12項を附則第5項とし、附則第13項の前の見出しを削り、同項を附則第6項とし、同項の前に見出しとして「（義務教育等教員特別手当）」を付し、附則第14項を附則第7項とし、附則第15項から附則第17項までを7項ずつ繰り上げる。

附則別表中「附則第14項」を「附則第7項」に改める。

別表第1の4級の項中「及び園長」を「、園長及び調整官」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（暫定再任用職員に係る第2種初任給調整手当に関する経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員は、安城市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第1号）第6条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第5条の8の規定を適用する。